

## 答申の趣旨

川崎市は、これまで男女平等を推進するための取組みを積極的に進めてきました。1985年の女性行動計画「川崎市男女共同社会をめざす計画」にはじまり、1988年に「川崎市男女共同参画社会をめざす計画第2期実施計画」、1991年に「同第3期実施計画」、1995年に川崎市新女性行動計画「かわさき男女平等推進プラン」、1998年に「同第2期実施計画」と順次、行動計画を策定し、これらに基づいて男女平等を推進するための総合的、計画的な施策を展開してきました。政府も、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）施行後の2000年12月に「男女共同参画基本計画」を策定し、これに基づく施策を展開するなど、男女平等の推進と男女共同参画社会の実現をめざす取組みにいっそう力を注いでいます。

しかし、川崎市においても、また、全国的にも、性別による固定的な役割分担や性差別がさまざまな分野に根強く残っています。例えば、就労の場における男女の不平等、仕事と家庭生活の両立の困難さ、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）等の暴力による人権侵害の深刻さ、あらゆる政策・方針決定過程の場に女性の参画が少ないこと等が挙げられます。このような男女平等を阻害する要因を取り除き、男女共同参画社会を実現することは、川崎市にとっての重要な課題となっています。

そこで、2001年10月1日に施行された男女平等かわさき条例（平成13年条例第14号。但し、7条は2002年5月1日に施行）（以下「条例」という。）では、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、男女平等社会の理念とその推進体制を明確にしました。

条例は、男女平等施策その他の男女共同参画社会形成の促進に関する施策の基本となる「川崎市男女平等推進行動計画」（以下「行動計画」という。）を市が策定することを定め（8条1項）策定にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めることを規定しています（8条2項）。

条例に基づいて設置された当審議会では、条例及び男女共同参画社会基本法を踏まえ、2001年に第8期の川崎市男女平等推進協議会<sup>1</sup>が提言した『男女平等推進のための新行動計画策定に向けた基本的な考え方について』（以下「提言」という。）と、市民から寄せられた意見とを尊重して、21世紀初頭の川崎市の男女平等を推進するために必要かつ効果的な行動計画のあり方について検討を重ねてきました。

当審議会は、審議に際し臨時委員を置くとともに、「システム部会」（男女平等を推進するためのシステムの検討を中心とする）、「意識部会」（同じく意識啓発についての検討を中心とする）、「サポート部会」（人権侵害や必要な支援についての検討を中心とする）の3つの部会を設けて、川崎市における地域の特性や課題を協議しました。男女平等に関する課題は非常に多岐にわたるため、複数の課題について専門的に審議することが効果的であると考えたためです。

なお、男女平等施策等には、市長部局はもちろん、教育委員会が所管する事項や男女共同参画センター等市の施設に関する事項も当然に含まれますので、これらの機関の立場に配慮しながら協議し、最終の答申に至りました。

今後、この答申に盛り込まれた内容を具体的に反映させた新たな行動計画を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に、市が積極的かつ効果的に取組まれることを強く要望します。

---

<sup>1</sup> 現行のプランの総合的な推進にあたり必要な助言を得るために「川崎市男女平等推進協議会設置要綱」に基づいて設置された協議会

# 答申における行動計画の考え方

## 1 行動計画の期間

行動計画は、現行プラン策定後の8年間の成果と社会情勢の変化を踏まえて策定するものです。条例に基づく最初の計画であることから、緊急性、重要性の高い事柄に焦点をあて、特に2004年度から2008年度までの5年間に推進すべき点に重点をおいて提言します。したがって、本答申が提示する評価の実施結果に基づいて、5年程度で計画の見直しを図ることがふさわしいと考えます。

## 2 行動計画に欠かせない基本的要件

行動計画は、条例の規定に基づき、市が男女平等施策その他、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本として策定するものです。行動計画の目標は「自立」「平等」「快適」をキーワードとした「男女平等のまち・かわさき」の実現です。「男女平等のまち・かわさき」とは、地域社会を構成する全ての主体が男女平等を推進するまち、すなわち、市民一人ひとりが性別による差別を受けることなく、個人として自立し、男女平等を実感して快適に生活できるまち、を指します。

すでに、川崎市男女平等推進協議会が、条例制定後の行動計画策定の基本方向を市長に提言しています。その基本方向とは、「市・市民及び事業者が協働して男女平等を推進することを定めた条例の理念に立脚し、三者が共有する行動計画として位置づけること、国内外の新しい動向を考慮に入れること、分かりやすい構成にすること、数値目標を設定し、目標の達成度を把握しやすくすること、市における男女平等の度合いの変化を分かりやすく示す手法を開発し行動計画の成果を（市民が）実感できるようにすること、策定のプロセスにおける三者の連携を重視し、市だけでなく市民及び事業者の自発的取組みを促進すること」です。審議会はこの提言を尊重して協議しました。行動計画策定にあたっては、次の基本要素を欠くことがないよう要望します。

### (1) 行動計画の実施は、市民及び事業者との協働を前提とすること

条例の理念に則って「男女平等のまち・かわさき」を実現するためには、市が市民及び事業者と目標を共有し、協働することを通じて達成する計画が重要です。

市は計画の達成について責任を負いますが、市民、事業者の担う役割も大切です。男女平等推進のためには、市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保に取組むほか、あらゆる施策において男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割があります(3条)。また、条例では市民及び事業者の役割も定められています(4条、5条)。つまり、市は市民・事業者の自発的な取組みを尊重し、奨励・支援し、計画の目標達成に向けて市民・事業者と対等なパートナーシップを組むことが必要です。

行政内部でも限られた部局だけではなく、あらゆる部局間の連携が大切です。また、地域における男女共同参画の推進には町内会・自治会、市民団体などとの連携も不可欠です。

### (2) 行動計画には、女性の参画促進のための積極的格差是正策を盛り込むこと

「男女平等のまち・かわさき」を実現するためには、各分野における女性の参画促進が不可欠です。行動計画においては政策・方針決定過程への女性の参画促進は重要な目標となります。

そこで、行動計画には目標値と期限を明確にした積極的格差是正策(ポジティブ・アクション)を取り入れることが必要です。また、市民及び事業者が自発的に参画推進に取組む際のモ

デルを提供し、市民、事業者<sup>2</sup>に働きかけてその取組みを奨励・支援することも重要です。

### (3) 行動計画の推進状況や施策の成果を評価すること

行動計画に実効性を持たせるには、計画の推進状況の「点検」「評価」「見直し」が大切です。その手法を市、市民及び事業者の協働によって開発することが求められます。

市は現行プラン第2期実施計画の全事業について進捗状況調査を実施し、各所管課は事務事業の進捗状況を自己評価し、その結果を公表しました。行政によるこうした自己点検・自己評価はもとより大切です。また、数値目標を掲げた課題について毎年調査結果を公表し、その達成度を市民が判断できるよう示してきた従来の方法も意味があります。しかし、現在の市の総合的な政策評価システム<sup>3</sup>は、男女平等推進の視点を組み込み、あらゆる施策を男女平等推進の視点で点検・評価するものではありません。行動計画の評価を、現在検討中の新たな政策評価のシステムと適切に繋げることが大切です。

ただし、行政が実施するこうした評価によって、市民が「男女平等のまち・かわさき」の実現度を実感するには限界があるので、行動計画の達成度について、市民や事業者が実感をもって評価できるようにする必要があります。そこで、「男女平等のまち・かわさき」の実現度合いを示す目安としてわかりやすい指標（ベンチマーク）で表すと効果的です。こうした指標は、市が行動計画の目標を市民、事業者と共有する上でも役立ちます<sup>4</sup>。行動計画の策定・推進にあたって、不足しているデータを収集しながらさらに検討をすすめて、市民参画型の効果的な評価のシステムを整えることが大切です。また、市民による自発的な行政評価の取組みを支援し、その評価結果を真摯に受け止め、計画の見直しに反映させることも重要です。

---

<sup>2</sup> 条例において事業者とは、「営利、非営利を問わず地域において事業を行う法人及び個人のこと」としています。

<sup>3</sup> 本市の基本計画に基づく実施計画である中期計画に位置付けられた事業（「中期計画事業」）を中心に進行管理及び評価を行うためのシステム（2001年1月29日施行の中期計画事業等の進行管理及び評価に関する要綱に基づく「計画進行管理・評価システム」）

<sup>4</sup> 2001年度に市ならびに男女共同参画センター職員及び学識者で構成された「かわさきジェンダー指標研究会」が現行プランに沿って考案した指標案はベンチマークの試案です。

## 施策の方向

当審議会は、行動計画に盛り込むべき重点目標として、5つの柱と施策の具体的方向の指針となる13の重点項目を立てた中間報告を公表し、これについて市民から寄せられた意見を配慮しつつ、さらに具体的な検討を重ねました。そこで5つの柱ごとに、川崎市が市民、事業者と協働して行うべき施策の方向について提言します。

### 男女共同参画社会実現に向けての市、市民、事業者の連携促進

職場、学校、地域、家庭において、誰もが性別によって差別されない生活を送るためには、行政だけでなく、あらゆる分野で活動する市民、事業者、団体、市民活動グループが連携して、自主的に意見交換や情報提供を行うことができるネットワークの存在が重要です。

また、女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画は、男女共同参画社会を実現する基盤となるものです。したがって、次のような取組みが必要と考えます。

#### 1 市、市民、事業者が男女平等推進のための意見交換ができる場の設置

〔条例第12条、第15条第2項〕

男女共同参画社会実現に向けた取組みのための意見交換や情報提供、活動の発表、表彰等を行う場を設置する。

福祉、教育、環境等、あらゆる市民活動グループが男女平等推進の視点を持ち、互いに連携するための情報と機会を提供する。

#### 2 政策・方針決定過程における女性比率の向上

〔条例第2条第3項〕

男女共同参画の視点から市は、「附属機関等の設置に関する要綱」を見直し、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に基づく審議会等委員（以下「審議会等委員」という。）の女性比率向上をめざす。

<目標値> 2008年度までのできるだけ早い時期に、女性委員ゼロの審議会をなくす。

<目標値> 各審議会等委員の女性比率は、5年後の2008年度までに35%をめざす。

女性職員の管理職への積極的登用のために、市は、指導員制度の導入等、積極的格差是正策（ポジティブ・アクション）を実施する。

<目標値> 2008年度までに市役付職員（係長級）に占める女性比率が30%、管理職（課長級）に占める女性比率が12%となることをめざす。

政策決定過程への女性の参画を推進するための人材育成に努め、人材リストを整備し、活用する。

町内会・自治会等地域団体における、女性役員比率の現状を把握する。また、情報提供等によって地域諸団体における女性役員比率の向上を奨励・支援する。

事業者による女性管理職比率の向上に向けた取組みに対し、情報提供等を通じて、奨励・支援する。

## 快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり

「自立」「平等」「快適」をキーワードとする「男女平等のまち・かわさき」において、男女がともに仕事と家庭の両立を実現するためには、市及び事業者が、男女ともに多様な働き方ができるように職場環境を整備すると同時に、就労継続や再就職を望む女性への支援や地域での子育て支援の環境づくりが必要不可欠です。

### 1 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進

〔条例第 12 条、第 15 条第 2 項〕

男女共同参画を促進するための制度や仕組みづくりを積極的に行っている事業者をインターネット、市政だより等を通じて広報し、また表彰等により奨励する。

市が行う事業者との契約に際し、事業者側における社会的責任や男女平等推進の視点に配慮する「総合評価制度」の導入を検討する。

起業を望む女性及びすでに事業を起している女性に対し、起業セミナーの実施や情報提供等の支援を行う。

女性の再就職を支援する講座を実施する。

子どもをもつ男女が働き続けるための支援の一つとして、事業者が短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方を推進することに対し、情報提供等を行う。

事業者における男性の育児・介護休業取得の実態を把握するように努め、情報提供等を通じて取得の推進を奨励・支援する。また、取組みが進まない事業者への働きかけを積極的に行う。

市男性職員及び男性教職員の育児・介護休業取得を促進するために、職員向け広報誌等により情報を提供する等、環境づくりに努める。

<目標値> 市職員、市教職員の育児・介護休業総取得者に占める男性比率が、5 年後の 2008 年度までに、それぞれ 10% になることをめざす。

女性の再就職の機会を拡大するために、市職員採用試験の受験資格における年齢制限を緩和する。

### 2 地域で子育てを支える環境づくり

〔条例第 12 条、第 15 条第 2 項〕

医療機関と連携して、病後児保育施設の拡充や支援を行う。

<目標値> 各区で少なくとも 1 ヶ所以上の保育施設での病後児保育の実施をめざす。

保育施設、福祉関連機関、その他の団体と協働して、ひとり親の子育てに対して夜間保育、一時保育、子育てヘルパーなどの子育て支援を拡充する。

公共の施設や設備等が、男女がともに子育てに係ることを前提としたものになっているかどうか点検した上で整備をする。また、同様の設備等の充実に取組むよう事業者働きかける。

## 男女平等推進のための意識啓発

さまざまな分野において固定的な性別役割分担意識や性差別的な価値観が今なお、根強い現状を踏まえ、あらゆる場におけるあらゆる人々への教育や研修・啓発が必要です。また、人々に大きな影響を与えるメディアの活用及びメディアへの働きかけが重要であると考えます。

### 1 幼児から成人まで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備

〔条例第 11 条〕

学校、幼稚園、保育所が、日常生活のなかにある性差別に子どもたちが気づくような教育、働きかけを行うことを、情報提供、カリキュラムや教材の作成、講師派遣などを通じて、支援する。

公立、私立を問わず、学校、幼稚園、保育所が、教職員の男女平等に対する理解を深め、男女共同参画社会形成の視点から、運営及び教育・保育内容を点検する取組みを行うよう、奨励・支援する。

情報提供や講師派遣等を通じて、事業者による男女平等に関する研修の実施を支援する。

生涯学習施設において、市民が生涯を通じて男女平等や性差別について学ぶ機会を提供する。また、情報提供、プログラムの開発、講師の育成・派遣等により、市民の学習を支援する。

市職員、市教職員に対し、男女平等推進及び施策への理解を深めるための研修を実施する。また、必要に応じて審議会等委員に対しても研修を実施する。

### 2 地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施

〔条例第 14 条〕

男女平等推進に関する継続的な活動を展開するために、男女共同参画センターや文化施設等を積極的に活用する。また、それらの施設が保有する図書・映像資料等の多様な資源を、市民・事業者が男女平等推進のために活用できるよう体制を整える。

多くの市民に男女平等の重要性を伝えるために「男女平等推進週間」等、一定期間に集中した魅力的なキャンペーンを効果的に実施する。

市職員や市教職員、事業者、市民、子どもを対象として、男女平等に関する意識調査を定期的実施し、結果を公表して意識啓発に役立てる。

### 3 男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の形成

〔条例第 11 条、第 12 条〕

市民が、男女平等の視点から情報内容を読み解き発信する力（メディアリテラシー）及び新しい情報技術を使いこなせる力（情報リテラシー）を深めることができるよう、市民の学習機会の充実を図る。また、事業者やメディア関係者と協働し、講師の紹介、学習スペースの確保などを通じて市民グループの学習を支援する。

市民がメディア関係者と男女平等推進に向けた情報や意見の交換をできるよう、積極的に支援する。

## 「女性の人権」尊重への取組み

DV やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は、男性に比べて女性の方が被害を多く受けていることから、女性に対する暴力等の人権侵害を根絶することが急務です。人権オンブズパーソン制度の活用や新たな仕組みづくりを通じて、被害を受けた女性の救済や自立支援を行うとともに、そのような人権侵害行為の防止に努めることが大切です。

また、人権として重要であるにもかかわらず、これまで軽視されがちだった、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保障する取組みの推進及び啓発活動を展開することが必要です。

### 1 性に基づく差別を撤廃するための、人権オンブズパーソン制度の周知と活用

〔条例第 6 条、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条第 2 項〕

人権オンブズパーソンの人権侵害を受けた女性に対する救済の役割を積極的に広報し、周知を図る。

人権オンブズパーソンと市内のその他の相談機関との連携のあり方について検討し、相談・救済体制の充実・強化を図る。

### 2 地域に根ざした女性に対する人権侵害防止・相談・救済体制づくり

〔条例第 12 条〕

医師や民生・児童委員、人権擁護委員等と協働して、女性に対する暴力防止の地域連絡会等、地域に根ざしたきめ細かな相談・救済体制を確立するために、積極的に働きかける。

企業のみならず学校や医療機関を含むあらゆる事業者が、女性に対する人権侵害防止の仕組み（自己点検の実施、ガイドラインの作成、防止対策委員会や相談窓口の設置、研修プログラムの実施等）をつくることを、情報提供や講師派遣などを通じて支援する。

### 3 援助を必要とする女性及び支援団体等への、財政的支援を含むさまざまな支援の実施

〔条例第 11 条、第 12 条〕

DV などの人権侵害を受けた女性に対し、経済的支援を含む幅広い支援を行う。また、被害者とともにいる子どもに対しても必要な支援を行う。

ステップハウス等の自立支援施設を設置するほか、職業訓練や就業に関する情報提供等を通じて、被害者の就労を支援する。

民間シェルターなどを運営する市民活動団体や自主グループへの財政的支援を行い、情報提供等を通じて学習・研修等を支援する。

介護を必要とする人を抱える家族、単身高齢者女性、ひとり親世帯、外国人女性などの現状を把握し、必要な支援を行う。

#### 4 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組みの実施

〔条例第 11 条、第 12 条〕

子どもの成長に応じた性教育プログラムを開発し、その活用を支援する。

親や教職員を含む市民が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について学ぶ機会を提供する。

パソコン、携帯電話等の多様なメディアを活用して、男女平等や性の問題に関する相談機関等についての情報提供を行う。

女性が安心して受診できる医療機関の充実を図り、広く利用者への情報提供を行う。

#### 推進体制の充実

川崎市において男女共同参画社会を実現するためには、行政内部における推進体制を強化するとともに、計画に基づく施策の達成度を評価し、定期的に見直しを図り、効果的に行動計画を進めることが大切です。そのためには、統計データの収集・整理や評価のための指標づくりが求められます。

また、職員が男女平等推進の重要性について理解を深め、庁内における総合的な連携をはかり、施策を展開することが不可欠です。

#### 1 行動計画の推進状況を点検、評価するためのシステムの構築

〔条例第 8 条、第 9 条、第 12 条～第 14 条〕

性別による格差の実態とその変化を把握するために、男女平等推進の視点からの統計（ジェンダー統計）を整備するとともに、過去の統計を再編成し、市民が利用できるように公開する。

男女平等推進に関する庁内の個別施策の進み具合を行動計画の具体的項目に即して点検し、年次報告書を作成、公表する。さらに、審議会に報告するとともに、それに対して広く意見を求める。

市民を対象として男女平等に関するさまざまな実態調査を継続的に実施し、「男女平等かわさき白書（仮称）」を発行する。

市民、事業者と協働して「自立・平等・快適のまち」の実現度を測るためのわかりやすい指標を設定し、広報活動等を通じて、積極的な活用を推奨する。

#### 2 率先して男女平等施策を推進するための、庁内推進体制の整備・確立

〔条例第 14 条、第 15 条〕

あらゆる施策に男女平等の視点をより具体的に取り入れるために、市は各区及び庁内各局に男女共同参画の担当者を設置し、市としての取組みを強化する。

市政だより等定期的な行政刊行物の中に男女平等推進施策にかかわる情報欄を設ける。また、多様なメディアを通じて男女平等施策に関する積極的な情報を発信する。

行政刊行物の表現を男女平等推進の視点から見直すためのガイドラインを作成し、積極的に活用する。

市における申請書類等の書式を見直し、 unnecessary 性別表記の欄をなくす。

「男女平等のまち・かわさき」を実現するために必要であるが、市の権限を越える事項について、国や県に対して提言や要望を行う。